【指定地域移行支援】

主眼事項及び着眼点

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
第1 基本方針	l	1	
(1) 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。	27第2条第 1項 		適 · 否
(2) 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を 尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われるものでな ければならない。			
(3) 指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者(以下この章において「指定地域移行支援事業者」という。) は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	3項		
(4) 指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	27第2条第		
第2 人員に関する基準		<u>l</u>	<u> </u>
1 従業者			
(1) 指定地域移行支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所(法第51条の19第1項に規定する一般相談支援事業所をいう。)(以下「指定地域移行支援事業所」という。)ごとに専らその職務に従事する者(以下「指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当だし、指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	27第3条第 1項		適 • 否
(2) 指定地域移行支援従事者のうち一人以上は、相談支援 専門員(指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労 働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)でなければなら ない。	27第3条第	同条第2項は、第1項の指定地域移行支援従事者のうち1 人以上は、相談支援専門員でなければならないことを定めた ものである。	
2 管理者		1	1
指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ことに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	27第4条	(2) 管理者(基準第4条) 指定地域移行支援事業所の管理者は、原則として専ら当該 事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場 合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当 該指定地域移行支援事業所の他の業務や、併設する事業所の 業務等を兼ねることができるものとする。	適・否
		ア 当該指定地域移行支援事業所の従業者としての職務に従事する場合 イ 当該指定地域移行支援事業所以外の他の事業所の	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定地域移行支援事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	
		また、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業 所又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合につい ては、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。 なお、管理者は、指定地域移行支援の従業者である必要はな いものである。	
第3 運営に関する基準			
内容及び手続の説明及び同意			
1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行ったときは、 当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者 (以下「利用申込者」という。)に係る障害の特性に応じ た適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第27条に 規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの 選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し ご説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始につい に当該利用申込者の同意を得なければならない。	7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-	2 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意(基準第5条) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し適切な指定地域移行支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定地域移行支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定地域移行支援	適・ 名
2) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法 財第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合 は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければ よらない。	27第 5 条第	の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。なお、利用者及び指定地域移行支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。また、利用者との間で当該指定地域移行支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、	
		① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定地域移行支援の内容 ③ 当該指定地域移行支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定地域移行支援の提供開始年月日 ⑤ 指定地域移行支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。 なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	
2 契約内容の報告等			
指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用に 係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報 らしなければならない。		(2) 契約内容の報告等(基準第6条) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に係る契約が成立した時は、遅滞なく市町村に対し契約成立の旨を報告しなければならないこととしたものである。	適・る

3 提供拒否の禁止

指定地域移行支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域移行支援の提供を拒んではならない。

「412 本のではならない。

「424 同労令をおり、 第7条) 「424 市ではなりではなりない。 「424 市ではなりではなりない。 「424 市ではなりない。 「424 市ではなりではなりない。 「424 市ではなりではなりない。 「424 市ではなりではなりでする。 「424 市ではなりでする。」 「424 市ではなりでする。 「424 市ではなりでする。」 「424 市ではなりでする。 「424 市ではなりでする。」 「424 市ではなります。 「424 市ではなります。」 「424 市ではなります。 「424 市ではなります。 「424 市ではなります。 「424 市ではなります。」 「424 市ではなります。 「424 市ではなります。」 「424 市ではなります。 「424 市ではなります。」 「424 市ではなります。 「424 市ではなります。」 「424 市ではなります。」 「424 市ではなります。 「424 市ではなります。」 「424 市ではなりま

- 場合
- 場合
 ② 利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等(基準第1条第2号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。)、精神科病院、救護施設等(同条第3号に規定する救護施設等をいう。以下同じ。)又は刑事施設等(同条第4号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。)が当該

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	i	窗否
		事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害 の種類を定めている場合であって、これに該当しない者 から利用申込みがあった場合 ④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援 を提供することが困難な場合 等である。		
4 連絡調整に対する協力			ı	
指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。		(4) 連絡調整に対する協力(基準第8条) 指定地域移行支援事業者は、市町村又は指定特定相談支援 事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会 議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定地域移行支援の 円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならない こととしたものである。		
5 サービス提供困難時の対応				
指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定地域移行支援事業所が通常時に指定地域移行支援を提供する地域をいう。第17条第2項及び第27条第5号において同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	27第9条	(5) サービス提供困難時の対応(基準第9条) 指定地域移行支援事業者は、基準第7条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合には、基準第9条の規定により、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。		
6 受給資格の確認				
指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証(法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証をいう。)によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量(同条第7項に規定する地域相談支援給付量をいう。)等を確かめるものとする。	27第10条	(6) 受給資格の確認 (基準第10条) 指定地域移行支援の利用に係る地域相談支援給付の支給を 受けることができるのは、地域相談支援給付決定障害者であ るため、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提 供に際し、地域相談支援給付決定障害者の提示する地域相談 支援受給者証によって、地域相談支援給付決定障害者の提示である 、地域相談支援給付決定の有無及び地域相談支援給付決 定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめなければなら ないこととしたものである。	適	· 否
7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助		<u> </u>		
(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定を		(7) 地域相談支援給付決定の申請に係る援助(基準第11条)		
受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者 の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が 行われるよう必要な援助を行わなければならない。	21	基準第11条第1項は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。		
(2) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定に 通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決 定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請に ついて、必要な援助を行わなければならない。	27第11条第	同条第2項は、利用者の地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。		
8 心身の状況等の把握	1		l	
指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に 当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環 境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等 の把握に努めなければならない。	27第12条		適	• 否
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	1	1	l	
(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供 に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営 を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接 な連携に努めなければならない。	27第13条第 1項		適	• 否
(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	27第13条第			

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者に 身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又は その家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指 導しなければならない。	27第14条	(8) 身分を証する書類の携行(基準第14条) 利用者が安心して指定地域移行支援の提供を受けられるよう、指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。なお、この証書等には、当該指定地域移行支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	道 · 否
11 サービスの提供の記録			
(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供 した際は、当該指定地域移行支援の提供日、内容その他必 要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度記録しな ければならない。	27第15条第		適・否
(2) 指定地域移行支援事業者は、前項の規定による記録に 際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行 支援を提供したことについて確認を受けなければならな い。		② 利用者の確認 同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。	
12 指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害	者に求める	 ことのできる金銭の支払の範囲等	
	27第16条第 1項	(10) 指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(基準第16条)指定地域移行支援事業者は、基準第17条第1項及び第2項に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ① 指定地域移行支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。	適 · 否
	27第16条第	② 利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	
13 地域相談支援給付費の額等の受領			
(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない 指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定 障害者から当該指定地域移行支援につき法第51条の14第3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費 用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用 の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した 費用の額)の支払を受けるものとする。	27第17条第 1項		適 • 否
(2) 指定地域移行支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができる。	27第17条第	② 交通費の受領 同条第2項は、指定地域移行支援の提供に関して、前項の 支払いを受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選 定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問し て指定地域移行支援を行う場合の交通費(移動に要する実 費)の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることが できることとしたものである。	
(3) 指定地域移行支援事業者は、(1)、(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しなければならない。	27第17条第	③ 領収証の交付 同条第3項は、前2項の規定による額の支払を受けた場合 には、地域相談支援給付決定障害者に対して領収証を交付す ることとしたものである。	

	T		
主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
(5) 指定地域移行支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得なければならない。		④ 利用者の事前の同意 同条第4項は、同条第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ることとしたものである。	
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	l		
(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領により指定 地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場 合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談 支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知 しなければならない。	27第18条第	(12) 地域相談支援給付費の額に係る通知等(基準第18条) ① 利用者への通知 基準第18条第1項は、指定地域移行支援事業者は、市町村から法定代理受領により指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合には、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知することとしたものである。	適 · 否
(2) 指定地域移行支援事業者は、前条第一項の法定代理受領を行わない指定地域移行支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しなければならない。	27第18条第 2項	② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、基準第17条第1項の規定による額の支払を 受けた場合には、提供した指定地域移行支援の内容、費用の 額その他地域相談支援給付決定障害者が市町村に対し地域相 談支援給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載し たサービス提供証明書を交付しなければならないこととした ものである。	
15 指定地域移行支援の具体的取扱方針			
指定地域移行支援の方針は、第2条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。 (1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び16(1)に規定する地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させるものとする。	27第19条	(13) 指定地域移行支援の具体的取扱方針(基準第19条) ① 指定地域移行支援従事者による地域移行支援計画の作成等(第1号) 指定地域移行支援事業所の管理者は、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成に関する業務その他指定地域移行支援に関する業務を指定地域移行支援従事者に担当させることとしたものである。	適 · 否
(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。		② 相談支援専門員による技術的指導及び助言(第2号) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、 相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対して、利 用者の状況に応じた適切かつ効果的な支援を行うための技術 的指導及び助言を行わせることとしたものである。	
(3) 指定地域移行支援事業者は、16(1)に規定する地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。		③ 利用者の意思決定の支援への配慮(第4号) 基準第19条第1項第4号については、「障害福祉サービスの 利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」 (平成29年3月31日付け障発0331第15号。以下、「意思決定 支援ガイドライン」という。)を踏まえて、利用者が自立し た日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定 支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつ つ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。	
		ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、 他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重する ように努める姿勢が求められる。 ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、 本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根 拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。 なお、相談支援専門員については、利用者の意思決定支援 を適切に行うため、都道府県が実施する相談支援専門員を対 象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講する ことが望ましい。	
(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が自立 した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用 者の意思決定の支援に配慮するものとする。			
(5) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。		④ 指定地域移行支援の基本的留意点(第5号) 指定地域移行支援は、利用者及びその家族の主体的な参加 及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行わ れることが重要である。このためには、指定地域移行支援に ついて利用者及びその家族の十分な理解が求められるもので あり、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法 等について理解しやすいように説明を行うことが肝要であ る。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等 適切な手法を通じて行うこととする。	
16 地域移行支援計画の作成等		<u> </u>	
(1) 指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画(以下「地域移行支援計画」という。)を作成しなければならない。	27第20条第	① 地域移行支援計画 基準第20条においては、指定地域移行支援従事者が作成すべき地域移行支援計画について規定している。 地域移行支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための	適・否
(2) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条及び第42条において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	27第20条第	課題、指定地域移行支援の目標及びその達成時期、指定地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した書面である。 また、地域移行支援計画は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じてうともに、利用者の奇望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行うともに、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるよりである。その際、指定地域移行支援従事者決定するよりに当たっては、利用者が自出を対したの実施に当たっては、利用者が開ける場合に当たっては、利用者が開ける場合に当たっては、利用者が開ける場合に当たっては、利用者が開ける場合に当たっては、利用者が開ける場合に対している。	
(3) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	27第20条第	に困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。 なお、地域移行支援計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。	
(4) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。	27第20条第	② 指定地域移行支援従事者の役割 地域移行支援従事者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定地域移行支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、地域移行支援計画の原案を作成し、以下の手順により地域移行支援計画に基づく支援を実施するものである。	
(5) 指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。	27第20条第 5 項	ア 個別支援会議の開催 利用者及び当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着センターにおける担当者を招集して行う会議(計画作成会議)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案について意見を求めること。 個別支援会議は、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援会議と一体的に行われることが考えられるが、意思決定支援会議をより丁寧に実施するために、個別支援会議とは別に開催することも差し支えない。	
(6) 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(地域移行 支援計画の作成に当たり、利用者及び当該利用者に係る障 害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施電等 における担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話 装置その他の情報通信機器(第30条第3項第1号及び第36 条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。)を 活用して行うことができるものとする。第32条第3項にお いて同じ。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等 を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案の内 容について意見を求めなければならない。	27第20条第 6項	・なお、個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないものである。ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。 イ 地域移行支援計画の原案の説明・同意当該地域移行支援計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。	
(7) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。		ウ 地域移行支援計画の交付 利用者及び利用者等に対して指定計画相談支援を行 う相談支援事業者に対して地域移行支援計画を交付す ること。また、サービス管理責任者は、サービス 等利用計画を踏まえた地域移行支援計画の作成等を	
(8) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成 した際には、当該地域移行支援計画を利用者及び当該利用 者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項 に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者に交付し なければならない。	27第20条第	可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を 共有する等により相互連携を図ること。 エ モニタリング	
(9) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成 後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、 必要に応じて地域移行支援計画の変更を行うものとする。	27第20条第	適宜、当該地域移行支援計画の実施状況の把握及び 当該地域移行支援計画を見直すべきかどうかについて の検討を行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更 を行うこと。	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
(10) (2)から(8)までの規定は、前項に規定する地域移行支援計画の変更について準用する。	平24厚労令 27第20条第 10項		
17 地域における生活に移行するための活動に関する支援			
(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確	平24厚労令	(15) 地域における生活に移行するための活動に関する支	適・否

- (1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確 平24厚労令 保その他の地域における生活に移行するための活動に関す 27第21条第 援 (基準第21条) る相談、外出の際の同行、障害福祉サービス(生活介護、 1 項 ① 基準第21条第 自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。次条に おいて同じ。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援そ の他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身 の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等 の的確な把握に努めなければならない。
- 援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用 27第21条第 者との対面により行わなければならない。
- 地域における生活に移行するための活動に関する支
- 基準第21条第1項は、指定地域移行支援事業者は、指定 地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、 の置かれている環境及び日常生活全般の状況等に応じた適切 かつ効果的な支援ができるよう、利用者の状況の的確な把握 に努めなければならないこととしたものである。
- (2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対して前項の支 |平24厚労令 |② 同条第2項は、指定地域移行支援事業者は、指定地域移 行支援の提供に当たっては、一定の期間の中で地域移行に向 けた目標を設定して集中的に支援することが望ましいことか ら、おおむね週1回以上、利用者との対面による支援を行わなければならないこととしたものである。

なお、利用者との対面による支援とは、利用者が入所、 院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑 事施設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活 への移行のための外出時の同行による支援をいう。

また、指定地域移行支援事業者は、地域移行支援の提供に当たっては、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、 刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにお ける担当者との役割分担を明確にするとともに、継続的に連 絡調整や支援方針の協議等を行い、障害者支援施設等、精神 科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活 定着支援センターの担当者と緊密に連携して、利用者の地域 生活への移行に向けた支援を一体的に行うよう努めること。

18 障害福祉サービスの体験的な利用支援

指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的 平24厚労令 な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への 27第22条 委託により行うものとする。

(16) 障害福祉サーピスの体験的な利用支援(基準第22条) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、 障害福祉サー ビスの体験的な利用支援を提供する場合は、指定障害福祉 サービス事業者等への委託により行うことを規定したもので ある

なお、障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当 たっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者 との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となる ため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者に同行 による支援を行うこと。

また、指定地域移行支援従事者は、障害者支援施設等、 神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生 活定着支援センター等及び委託先の指定障害福祉サービス事 業者等の担当職員と、体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当 版状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、 緊密な連携を図ること。

19 体験的な宿泊支援

- (1) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援につい 平24厚労令 (17) 体験的な宿泊支援(基準第23条) 次の各号に定める要件を満たす場所において行わなけ ればならない
- 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室 1 を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等 を備えていること
- 衛生的に管理されている場所であること。
- (2) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援につい 平24厚労令 とができる。

27第23条第 ① 基準第23条第1項は、体験的な宿泊支援を行う場所につ 1項 いて、最低限必要となる要件を定めたものである。

なお、体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境 で実施すること。

基準第23条第2項は、体験的な宿泊支援について、 て、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うこ 27第23条第 地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する 他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活 援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行 うことができることを規定したものである。

> なお、指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援の 提供に当たっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等 の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必 要となるため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用

. 否

適 •

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否	:
		者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行うこと。また、指定地域移行支援従事者は、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター等及び委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な宿泊に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、緊急時の連絡体制の確保、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ること。		
20 関係機関との連絡調整等		I		
指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係様関(第28条第2項において「関係機関」という。)との連絡調整その他の便宜の供与を行うものとする。	章 27第24条 幾	(18) 関係機関との連絡調整等 (基準第24条) 基準第24条は、指定地域移行支援事業者は、指定地域移行 支援の提供に当たっては、利用者が地域生活に移行する上で 必要な市町村や保健所等の行政機関、指定障害福祉サービス 事業者等との連絡調整を行うとともに、住居の確保や行政機 関の手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが 困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行するなど必要な 支援を行うこととしたものである。	適・	Z
21 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通				_
指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	為 27第25条 う	(19) 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知(基準第25条) 法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって目立支援給付の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、指定地域移行支援事業者は、その地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な手段によって地域相談支援給付費の実給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。	適・	否
				_
(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援の利用 接従事者その他の従業者の管理、指定地域移行支援の利用 の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理 を一元的に行わなければならない。 (2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援 接従事者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令 を行うものとする。	月 27第26条第 1 項 7 平24厚労令	指定地域移行支援事業所の管理者の責務を、法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定地域移行支援従事者に基準第2章第3節(運営に関する基準)を遵守させるための指揮命令を行うこととしたもので	適・	
23 運営規程		ı		_
指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所さ とに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に 関する運営規程(28(1)において「運営規程」という。) を定めておかなければならない。 - 事業の目的及び運営の方針		指定地域移行支援の事業の適正な運営及び利用者に対する 適切な指定地域移行支援の提供を確保するため、基準第27条 第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定め ることを指定地域移行支援事業所ごとに義務づけたものであ るが、特に次の点に留意するものとする。	適・	
二 従業者の職種、員数及び職務の内容三 営業日及び営業時間		① 従業者の職種、員数及び職務内容(第2号) 従業者については、指定地域移行支援従事者とその他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載することとする。なお、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第3条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない(基準第5条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)		
四 指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相認 支援給付決定障害者から受領する費用及びその額	ξ.	② 指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額(第4号) 指定地域移行支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び地域相談支援給付決定障害者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。 地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額については、地域相談支援給付費(法定代理受領を行わない場合に限る。)のほかに、基準第17条第2項に規定する額を指すものである。		

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
五 通常の事業の実施地域		③ 通常の事業の実施地域 (第5号) 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。	
六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には 当該障害の種類		④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(第6号) 指定地域移行支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用 者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確 保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業 の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。	
七 虐待の防止のための措置に関する事項		⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(第7号)「虐待の防止のための措置に関する事項(第7号)「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関すする法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定地域移行支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発して、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、 ア 虐待後見制度の利用支援ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)オ 基準第36条の2第1号の虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」という。)の設置等に関すること。	
八 その他運営に関する重要事項		⑥ その他運営に関する重要事項(第8号) 指定地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点 等(法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。 以下同じ。)として位置付けられている場合は、その旨を明 記すること。	
(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域移行支援を提供できるよう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地域移行支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	27第28条第		適 · 否
(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援を提供しなければならない。 ただし、第22条及び第23条第2項の規定により、指定障害 福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉 サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに 利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合 における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の 供与については、この限りでない。	27第28条第 2項		
(3) 指定地域移行支援事業者は、前項ただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。	27第28条第 3項	③ 同条第3項は、当該委託を行う指定地域移行支援事業者は、当該委託業務の受託者の業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		④ 同条第4項は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域 移行支援従事者の質の向上を図るため、研修機関が実施する 研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保す ることとしたものであること。	
	27第28条第 5項	⑤ 同条第5項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、指定地域移行支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられて援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定地域移行支援事業者が講でることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。	
		ア 指定地域移行支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定地域移行支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき第5号とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構造、1000円の大力である。1000円の大力であるが、特に留定されているとおりである。1000円のとおりである。1100円のとおりである。1100円のとおりである。1100円のとおりである。1100円のとおりである。1100円のとおりである。1100円のとおりである。1100円のとおりである。1100円のとおりである。1100円のとおりである。1100円のとおりであることに応じるハラスメントを行って啓発すること。1100円の関切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。	
		イ 指定地域移行支援事業者が講じることが望ましい 取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等から の著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防 止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行う ことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適 切に対応するために必要な体制の整備、②被害者へ の配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談 対応、行為者に対して1人で対応させない等)及び ③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の 実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定 されているので参考にされたい。	
25 業務継続計画の策定等		(an)	\ \

25 業務継続計画の策定等				
(1) 指定地域移行支援事業者は、感染症や非常災害の発生	平24厚労令		適	· 否
		① 基準第28条の2は、指定地域移行支援事業者は、感染症		
続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再		や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定地		
開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を		域移行支援の提供を受けられるよう、指定地域移行支援の提		
策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなけれ	•	供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業		
ばならない。		務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)		
		を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対		
(2) 指定地域移行支援事業者は、従業者に対し、業務継続	亚94厘学会	して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しな		
計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定	197年98条の	けれはならないこととしたものである。 なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施について		
期的に実施しなければならない。	2 第2項	は、基準第28条の2に基づき指定地域移行支援事業者に実施		
TANK TO THE OF STATE	2 ///2 //	が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等		
		により行うことも差し支えない。		
		また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し		
		て取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施		
		にもと ては 人ての分类者が名加ったフトミにナファルが		
(3) 指定地域移行支援事業者は、定期的に業務継続計画の	平24厚男令	望ましい。		
見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うも				
のとする。	2 第3項			

② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然 災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであること から、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) 4 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携	
		③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。	
		④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定地域移行支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の断止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	
設備及び備品等			
指定地域移行支援事業者は、事業を行うために必要。 の区画を有するとともに、指定地域移行支援の提供にな設備及び備品等を備えなければならない。		(24) 設備及び備品等(基準第29条) ① 事務室 指定地域移行支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定地域移行支援の事業を行うための区画が	適・ ?

明確に特定されていれば足りるものとする。

② 受付等のスペースの確保

事務室又は指定地域移行支援の事業を行うための区画につ いて.は、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応 するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のための スペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構 造とする。

③ 設備及び備品等

指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定地域移行支援 の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合 は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品 等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ず

しも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているも のであっても差し支えない。

27 衛生管理等

(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者の清潔の保持及び 平24厚労令 **(25) 衛生管理等**(基準第30条) 健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 27第30条第 ① 基準第30条第1項及び第2項は、指定地域移行支援事業

適

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適る
(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければ	27第30条第		
ならない。 (3) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。		② 同条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	
一 当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防及 びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電 話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定 期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周 知徹底を図ること。		ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討す る委員会	
二 当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。		当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防及び対策を検討する委員会」という。)の構成する委員会の関連を有するを含む、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	
		イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該指定地域移行支援事業所における「感染症の予防及び まん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時 の対応を規定する。 平常時の対策としては、指定地域移行支援事業所内の衛生 管理(環境の整備等)、支援にかかる感染対策(手洗い、標 準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把 握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事 業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定 される。また、発生時における指定地域移行支援事業所内の 連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記して おくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害 福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュア ル」も踏まえて検討すること。	
		ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための 研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定地域移行支援事業所にを行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定地域移行支援事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが必要である。 など、事業所がに関係ででいても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所所内で行うものでも行うことが、当該指定地域を表表、研修の実施は、原生労働省「産害福祉サービス施設・事業所所内で行うものでも差し支えなく、当該指定地域を表表、不可能を表表した。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要であるよう、発生時の対応について、計算にできるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定地域移行支援の演習	

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知 (国に準じる)	適否
		などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないもの の、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら 実施することが適切である。	
28 掲示等	•		
(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	27第31条第 1項		適・ 7
(2) 指定地域移行支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定地域移行支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。		② 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定地域移行支援事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。	
(3) 指定地域移行支援事業者は、第1項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。		③ 同条第3項は、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況等を公表することにより利用者のサーピスの選択に資することから、第1項に加え、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。	
29 秘密保持等			
(1) 指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。		(27) 秘密保持等(基準第32条) ① 基準第32条第1項は、指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。	適 • 1
(2) 指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	27第32条第	② 同条第2項は、指定地域移行支援事業者に対して、過去に当該指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。	
(3) 指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。	21		
	I	1	1
(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を利用 しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することが できるように、当該指定地域移行支援事業者が実施する事 業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければなら ない。	27第33条第		適・ ?
(2) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。			

	主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
31	利益供与等の禁止	1		
若し 者に 支援	指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者 人くは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業 対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行 受事業者を紹介することの対償として、金品その他の財 の利益を供与してはならない。	27第34条第 1項		適・否
告し 者か	指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者 くは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業 いら、利用者又はその家族を紹介することの対償とし 金品その他の財産上の利益を収受してはならない。		② 同条第2項は、利用者による指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サーピス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者又は障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。	
<u></u>	苦情解決			
行支 適切	指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移 接に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ 別に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設っる等の必要な措置を講じなければならない。	27第35条第	(29) 苦情解決 (基準第35条) ① 基準第35条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。	適・否
	指定地域移行支援事業者は、前項の苦情を受け付けた かには、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		② 同条第2項は、苦情に対し指定地域移行支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定地域移行支援事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。また、指定地域移行支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、基準第38条第2項の規定に墓づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。	
行報又の利に合きに		27第35条第 3項	③ 同条第3項から第6項までの規定は、住民に最も身近な行政庁である市町村及び市町村の総括的立場にある都道府県が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村及び都道府県が、指定地域移行支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言及び報告命令を行えることを運営基準上、明確にしたものである。	
行が書か関府	指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移 長援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事 予う報告若しくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿 夏その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員 の質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に て都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道 以事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は に従って必要な改善を行わなければならない。	27第35条第 4 項		
行知件く他情でのに	指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移 接援に関し、法第51条の27第1項の規定により都道府県 なは市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物 提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若し 指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その 物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦 に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力す ともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言	27第35条第 5項		
	とけた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を かなければならない。			
はit 容を	指定地域移行支援事業者は、都道府県知事、市町村又 前町村長から求めがあった場合には、前3項の改善の内 対道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければ ない。	27第35条第		

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
7) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第83条に規定	平24厚労令	④ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。	2
、。 (3) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域	27第36条第 1項 平24厚労令 27第36条第 2項	利用者が安心して指定地域移行支援の提供を受けられるよう、指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また、利用者に対する指定地域移行支援の提	適・
指定地域移行支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 — 当該指定地域移行支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	27第36条の 2		· in in the second of the seco

指定地域移行支援

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適否
		いて報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された 事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況 等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまと め、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を 整備するとともに、当該様式に従い作成された内 容を集計、報告こ、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹 底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検 証すること。	
		② 指定地域相談支援事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基	
二 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、虐待 の防止のための研修を定期的に実施すること。		本方針 ③ 同条第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定地域相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又	
三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を		は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ④ 同条第3号の虐待防止のための担当者については、相談	
		支援専門員を配置すること。 なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年8月1日障発第 0801002 号)の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3(3)の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。	
35 会計の区分			
指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。		(32) 会計の区分(基準第37条) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごと に経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計 とその他の事業の会計を区分しなければならないこととした ものである。	· 否
<u>36</u> 記録の整備			
(2) 指定地域移行支援事業者は 利用者に対する指定地域	27第38条第 1項 平24厚労令 27第38条第	(33) 記録の整備(基準第38条) 指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等 に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。 なお、基準第38条第2項により、指定地域移行支援事業者 は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する諸記録 のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該地域移 行支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておか なければならないこととしたものである。 ① 第15条第第1項に規定する指定地域移行支援の提供に係 る記録 ② 地域移行支援計画 ③ 第25条の規定による市町村への通知に係る記録	適・否

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則)	根拠法令等	解釈通知(国に準じる)	適	否
)第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録)第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して そった処置についての記録	TIME I F	④ 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録	,e	
第4 変更の届出等				
指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支 受事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事 原に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支 後の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところ より、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なけ いばならない。	25第1項 施行規則第		適・	否
i磁的記録				
1) 指定一般相談支援事業者及びその従業者は、作成、 存その他これらに類するもののうち、この省令の規定にいて書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識するこれできる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以この条において同じ。)で行うことが規定されている又は思定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方は、書の気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。		1 電磁的記録について 基準第46 条第1項は、指定一般相談支援事業者及びその 従業者(以下「事業者等」という。)の書面の保存等に係る 負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書 面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことが できることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電 子計算機に備えられたファイルに記録する方法または 磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法に よること。	適·	否
2) 指定一般相談支援事業者及びその従業者は、交付、 近明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うこと が規定されている又は想定されるものについては、当該交 特等の相手方が利用者 である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配 なとしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁 気的方法その他人の知覚によって認識することができない できないう。)によることができる。	平24厚労令 27第46条第 2項	① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、基準第46条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会、10位は第4年2011年		
		ドライン」等を遵守すること。 2 電磁的方法について 基準46 条第2項は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意その他これに類するものをいう。)について、当該交付等の相手方の利便性内上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、次に掲げる電磁的方法によることができることしたのでから⑤までに準ま業等によるできることが、ののから⑥までに準事業者等は、利用申込者からの申出があった場合により活法によることができる。 (1) 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合に、④で、当該本書に記すべきる。当該利用を電磁的に、当該事業者等は、対き重要事項を電磁的に、当該事業者等は、当該主とができる。この場合においな当該事業者等は、当該主とができる。この場合において、当該事業者等は、当該主とができる。この場合において、当該事業者等は、当該主とができる。この場合において、当該事業者等は、当該主とができる。この場合において、当該事業者等は、当該主とができる。この場合において、当該事業者等は、当該主とができる。この場合において、当該事業者等の使用に係る電子計算機とを使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第5条第1項に規定する電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に		

主眼事項及び着眼点(県条例及び県規則) 根	根拠法令等 解釈通知 (国に準じる)	適否
	に準ずる方法により一定の事関を確実に記録してお くことができる物をもって調要事項を記録したものを 交付する方法 ② ①に掲げる方法は、利用書を作成することができ るものでなければならない。 ③ ①アの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使 用に係る電子計算機と、東端を出力するとによる文書を作成する方法 日別のの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使 用に係る電子計算機と、電子は、地での 場定とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ・ ② の規定により基準第5条第1項に規定のもの方法のでは対している。 ・ 一、 のの規定によりを示し、文に掲げる電磁的方法の不可に対して表示し、文に掲げる電磁的方法の不可に対して表示し、文は電磁的方法のがはない。	